

平成 24 年 1 月 17 日

株主及び債権者各位

愛知県一宮市籠屋五丁目 1 番 1 号
株 式 会 社 ソ ト ー
代 表 取 締 役 高 岡 幸 郎

合 併 公 告

当社は、平成 23 年 12 月 9 日開催の取締役会において、平成 24 年 3 月 1 日を効力発生日として、当社を存続会社とし、当社の 100%子会社である株式会社ソトープラザ（本店：愛知県一宮市籠屋五丁目 1 番 1 号）を消滅会社として、吸収合併を行なうことを決議いたしました。この合併により、当社は株式会社ソトープラザの権利義務全部を承継して存続し、株式会社ソトープラザは解散することとなりますので、下記のとおり公告いたします。

なお本合併は、当社においては会社法第 796 条第 3 項に規定する簡易合併であり、株式会社ソトープラザにおいては会社法第 784 条第 1 項に規定する略式合併であるため、いずれも合併契約承認株主総会は開催いたしません。

また、当社は、株式会社ソトープラザの全株式を保有しており、本合併による新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

記

1. 会社法第 796 条第 4 項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。
2. 会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき、この合併に反対で、株式買取請求をされる株主は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をお申し出ください。
3. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 箇月以内にお申し出ください。
4. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(当社)

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

(株式会社ソトープラザ)

貸借対照表の要旨は次のとおりです。

第79期決算公告

平成24年1月17日

愛知県一宮市籠屋五丁目1番1号
株式会社 ソトープラザ
代表取締役 左高宏光

貸借対照表の要旨（平成23年3月31日現在） (千円)

科 目		金 額
資 産 の 部	流動資産	1,316,215
	固定資産	3,877,962
	合 計	5,194,177
負 債 及 び 純 資 産 の 部	流動負債	95,198
	固定負債	546,499
	株主資本	4,423,401
	資本金	60,000
	資本剰余金	178,285
	その他資本剰余金	178,285
	利益剰余金	4,185,115
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	4,170,115
	(当期純利益)	(169,502)
	評価・換算差額等	129,078
	その他有価証券評価差額金	129,078
	合 計	5,194,177

以上